

# 第44回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）  
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- 事業報告

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「会社の支配に関する基本方針」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社 **ハウス オブ ローゼ**

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 会計監査人の状況

### (1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|   |                                | 支 払 額 (百万円) |
|---|--------------------------------|-------------|
| 1 | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 30          |
| 2 | 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30          |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記1にはこれらの合計額を記載しております。なお、記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が1百万円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するための指針として定めた「企業倫理規程」に基づき行動する。
  2. 内部通報制度（内部通報ホットライン）等により、法令及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正する。
  3. 健全な企業経営のため反社会的勢力との関係は一切遮断する。そのため不当要求防止責任者を設置し、不当な要求に対しては外部専門機関とも連携し毅然とした対応をとる。
  4. 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整える。
  5. 取締役及び使用人の法令・定款違反行為については、懲罰規定に基づき、厳正に対処する。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 取締役会及び業務執行会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」をはじめとする社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
  2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）は、必要に応じて上記1.の文書を閲覧することができるものとする。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応を行う機関として「リスク管理委員会」を設け、迅速かつ適切な対応をとる。
  2. 各部門の所管業務に付随する通常のリスク管理は、当該部門が関係する諸規程に従いこれを行う。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 業務の有効性及び効率性を図る観点から当社経営に係る重要事項については「取締役会規程」等に基づき取締役会において決定する。ただし、定款規定及び取締役会決議により業務執行の決定を委任された取締役は、委任された範囲内で業務執行の決定を行う。
  2. 取締役は取締役会で定める「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、所管業務の執行を行う。
  3. 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うと共に、業務執行に対する管理監督機能を高める。
  4. 業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し改善を図る。

V. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 経営企画室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行及び内部統制を統括し、適切な監視及び報告体制を確保する。
2. 当社から子会社に役員を配置し子会社を管理する体制とする。子会社の担当役員は、業務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
3. 当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守して行う。
4. 内部監査室は、定期的に子会社の業務執行及び内部統制の運用状況を監査し、当社の代表取締役社長に報告すると共に、その結果を子会社と共有のうえ、子会社と協力して改善のための検証を行う。

VI. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項並びに当該使用人等の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人等（以下「監査等委員会補助者」という）を求めた場合、取締役会には必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
2. 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、監査等委員会補助者の人事異動及び人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
3. 監査等委員会補助者は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を遂行する。

VII. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

1. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「報告者」という）は、当社の取締役会等、監査等委員が出席する重要な会議において、当社の監査等委員に対し適宜担当する業務の執行状況を報告する。
2. 報告者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社のコンプライアンス及びリスク管理上重大な事項を発見したときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
3. 報告者の異動、人事評価及び懲戒等について、報告の事実を考慮することはできず、報告者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査等委員会に依頼できる。

VIII. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会からの要請があれば、内部監査室の協力、会社内の諸会議への出席を保証する。
2. 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るべく意見交換を行う。
3. 監査等委員の職務の執行に要する費用については、支出に合理性がないと取締役会が拒否の判断をした場合を除き、会社所定の手続きを経て速やかにその実費相当額を支払う。また費用に前払いの必要が生じたときは、会社所定の手続きを経て処理をする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 職務執行の適正及び効率性の確保

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成され15回開催（その他、書面決議2回）し、各議案の審議及び業務執行状況等の監督を行いました。

また当社は、執行役員制を採用し各業務を所管させ、意思決定の迅速化、効率化を図っております。取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する業務執行会議を12回開催し、情報共有化及び業務執行の適正化等について協議いたしました。

### 2. 監査の実効性確保

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名と常勤監査等委員1名の合計3名で構成されています。監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、代表取締役社長及び取締役会議長である取締役とも定期的に面談し、会計監査人及び内部監査部門とも積極的に意見交換を行いました。

他方、監査等委員は全員取締役会に出席し、適正な意見、提言を行いました。さらに常勤監査等委員は、業務執行会議等重要会議に出席し、助言、提言を行いました。

なお会社は、監査等委員がその職務に必要な費用について全てを負担いたしました。

また、内部監査室は、監査等委員の求めに応じて適宜その職務の補助を行っております。なお、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人等を置くことを求められておりませんので、監査等委員会補助者は任命されていません。

### 3. 内部通報制度

匿名性が担保された内部通報窓口を設置して、コンプライアンス違反行為等の情報収集に努めると共に、通報者の保護と通報内容に対処する体制を整備しております。

### 4. 反社会的勢力の排除

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

また、警察等や関連団体との情報交換を継続的に実施すると共に、社内への啓蒙を進めました。

### 5. 内部監査体制

実査数は、店舗を含め事業所約200か所となり、内部監査計画に基づきほぼ全事業所の業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告すると共に、必要な場合は是正勧告を行う等、業務の適正化に努めました。

### 6. 財務報告に係る内部統制

期初に決定した評価範囲に基づき、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営権の移動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。ただ当社は設立以来、自然志向の化粧品を主体としたコンサルティング販売を事業の中核として、顧客の支持に支えられ今日まで安定的な成長と着実な財務基盤を形成してまいりました。

このような企業経営に対する評価と今後の期待感の結果が株主をはじめとする現在のステークホルダーを形成していると考えております。

また、当社では次の経営理念を掲げ事業活動に努めております。

1. 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
2. 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
3. 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

従いまして、当社の財務及び事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならないと考えております。

当社は現在のところ所謂「買収への対抗措置」は導入しておりませんが、仮に当社の財産及び経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、上記の理由から慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切と考えられる措置を講ずるものいたします。具体的には、社外の専門家を含め当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否及び内容等を決定し発動する体制を整えます。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |              |           |            |                  |              |          | 株主資本<br>合 計 |
|--------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|------------|------------------|--------------|----------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |            |                  |              | 自己<br>株式 |             |
|                          |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金   |                  | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                          |         |           |              |           | 別<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 当期首残高                    | 934,682 | 1,282,222 | 1,282,222    | 119,666   | 2,800,000  | 538,134          | 3,457,800    | △724     | 5,673,980   |
| 当期変動額                    |         |           |              |           |            |                  |              |          |             |
| 剰余金の配当                   | －       | －         | －            | －         | －          | △117,560         | △117,560     | －        | △117,560    |
| 当期純利益                    | －       | －         | －            | －         | －          | 79,624           | 79,624       | －        | 79,624      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期の変動額(純額) | －       | －         | －            | －         | －          | －                | －            | －        | －           |
| 当期変動額合計                  | －       | －         | －            | －         | －          | △37,936          | △37,936      | －        | △37,936     |
| 当期末残高                    | 934,682 | 1,282,222 | 1,282,222    | 119,666   | 2,800,000  | 500,198          | 3,419,864    | △724     | 5,636,043   |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |          |            | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|----------------------------|----------|------------|-----------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                    | 100,131                    | △43,733  | 56,397     | 5,730,377 |
| 当期変動額                    |                            |          |            |           |
| 剰余金の配当                   | －                          | －        | －          | △117,560  |
| 当期純利益                    | －                          | －        | －          | 79,624    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期の変動額(純額) | △39,893                    | －        | △39,893    | △39,893   |
| 当期変動額合計                  | △39,893                    | －        | △39,893    | △77,830   |
| 当期末残高                    | 60,237                     | △43,733  | 16,503     | 5,652,547 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 個 別 注 記 表

## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……総平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

#### (3) 長期前払費用……定額法

#### (4) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) ポイント引当金

販売促進を目的として顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。



## ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌期一括で費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、主要な事業における顧客との契約に係る対価は、履行義務の充足時点から、通常1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

### (直営店商品販売事業)

商品の販売については、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点において充足する取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。なお、当社が運営するポイントプログラムについては、顧客との契約において付与された重要な追加の財を取得するオプションであるため、将来の財又はサービスが移転する時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識しております。

### (卸販売事業)

卸販売事業については、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点において充足する取引であります。国内販売は出荷時点から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、返品権付きの商品（及び返金条件付きで提供される一部のサービス）を販売したときは、予想される返品部分を合理的に見積り、収益を認識しております。

### (直営店サービス事業)

直営店サービス事業については、顧客にリフレクソロジーやフィットネスに関するサービスを提供する履行義務を負っております。リフレクソロジーに関するサービスについては個別のサービスを提供した時点で履行義務が充足され、フィットネスについては契約に基づき一定期間にわたり履行義務が充足されることから、それぞれの履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント       |           |               | 合 計        |
|---------------|---------------|-----------|---------------|------------|
|               | 直営店<br>商品販売事業 | 卸販売事業     | 直営店<br>サービス事業 |            |
| 商品（P B ブランド）  |               |           |               |            |
| 直営店           | 7,552,128     | －         | －             | 7,552,128  |
| ネット通販         | 1,388,650     | －         | －             | 1,388,650  |
| 卸売            | －             | 1,394,006 | －             | 1,394,006  |
| その他           | 61,642        | 1,197     | －             | 62,840     |
| サービス          |               |           |               |            |
| リラクゼーションサロン   | －             | －         | 399,852       | 399,852    |
| フィットネス（カーブス）  | －             | －         | 796,921       | 796,921    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,002,421     | 1,395,204 | 1,196,773     | 11,594,399 |
| その他の収益        | －             | －         | －             | －          |
| 外部顧客への売上高     | 9,002,421     | 1,395,204 | 1,196,773     | 11,594,399 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において、「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しておりました「ポイント引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することにしました。この表示方法の変更を反映させた、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他の流動負債」に表示していた47,687千円は、「ポイント引当金」1,573千円、「その他の流動負債」46,114千円であります。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 固定資産の減損

#### (1) 科目名及び当事業年度計上額

| 科目名  | 金額 (千円) |
|------|---------|
| 減損損失 | 8,100   |

当事業年度において、『HOUSE OF ROSE』ブランドによる化粧品等の販売を行う「直営店商品販売事業」及びリラクゼーション・サロンやフィットネス・クラブを運営する「直営店サービス事業」に計上されている店舗の固定資産（減損前帳簿価額118,975千円）について、収益性の低下により減損の兆候を識別した国内店舗の減損前帳簿価額9,510千円について、減損損失8,100千円（国内5店舗）を計上しております。

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①見積りの算出方法

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が識別された店舗については、該当する店舗における割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失を認識すべきと判定された店舗の固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の減損損失として計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスであるため回収可能価額を零として算定しております。

##### ②見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値は、複数の仮定を用いて策定された各店舗の計画に基づき、割引前将来キャッシュ・フローを見積もることにより算定しておりますが、今後の市場の動向等により影響を受ける可能性があります。

なお、各店舗の計画における主な仮定は以下の通りであります。

- ・店舗売上高の将来見通し（売上高成長率）

店舗売上高の将来見通し（売上高成長率）は、各店舗の過去実績や市場環境、業界動向などの変動状況を考慮して策定しており、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

固定資産の減損における主な仮定である、「店舗売上高の将来見通し」（売上高成長率）は、見積りの不確実性が存在するため、割引前将来キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する場合、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

**(繰延税金資産の回収可能性)**

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 科目名    | 金額 (千円) |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 578,602 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算出方法

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲で計上しております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り等に基づいて判断しており、その主要な仮定は売上高の将来見通し（売上高成長率）であります。

売上高の将来見通し（売上高成長率）は、売上高の過去実績や今後の施策等に基づき、市場環境・業界動向を考慮して策定しており、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の主な仮定である、「売上高の将来見通し」（売上高成長率）は、見積りの不確実性が存在するため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額

571,363千円

2. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金資産」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、ならびに第5号に定める鑑定評価に基づき、時点修正等の合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引

－千円

営業取引以外の取引

500千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首<br>株 式 数 | 当事業年度増加<br>株 式 数 | 当事業年度減少<br>株 式 数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式      | 4,703千株          | －千株              | －千株              | 4,703千株         |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首<br>株 式 数 | 当事業年度増加<br>株 式 数 | 当事業年度減少<br>株 式 数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式      | 633株             | －株               | －株               | 633株            |

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①2024年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 58,780千円   |
| ・1株当たり配当金額 | 12円50銭     |
| ・基準日       | 2024年3月31日 |
| ・効力発生日     | 2024年6月4日  |

②2024年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 58,780千円   |
| ・1株当たり配当金額 | 12円50銭     |
| ・基準日       | 2024年9月30日 |
| ・効力発生日     | 2024年12月6日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 58,780千円   |
| ・1株当たり配当金額 | 12円50銭     |
| ・基準日       | 2025年3月31日 |
| ・効力発生日     | 2025年6月6日  |

4. 当事業年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 繰延税金資産           |           |
| 賞与引当金損金算入限度超過額   | 49,697千円  |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 375,845千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入額     | 38,695千円  |
| 未払事業税            | 8,024千円   |
| 減損損失             | 37,707千円  |
| 契約負債             | 38,355千円  |
| 繰越欠損金            | 27,655千円  |
| その他              | 67,682千円  |
| 繰延税金資産小計         | 643,663千円 |
| 評価性引当額           | △32,950千円 |
| 繰延税金資産合計         | 610,713千円 |
| 繰延税金負債           |           |
| その他有価証券評価差額金     | 20,849千円  |
| その他              | 11,261千円  |
| 繰延税金負債合計         | 32,110千円  |
| 繰延税金資産の純額        | 578,602千円 |

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、スケジュールリングができないため全額評価性引当額となり、繰延税金資産として計上しておりません。

### 2. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年2月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主ごとの残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である電子記録債務は、ほぼ3ヶ月以内の支払期日であります。また、これら電子記録債務等の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。（（注3）を参照ください。）

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額      |
|------------|----------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券 |          |         |         |
| その他有価証券    | 141,111  | 141,111 | —       |
| (2) 関係会社株式 | 25,465   | 25,465  | —       |
| (3) 差入保証金  | 440,066  | 379,179 | △60,886 |
| 資産計        | 606,642  | 545,756 | △60,886 |

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 貸借対照表における「差入保証金」の金額と金融商品の時価における貸借対照表計上額との差額は、当会計年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(貸借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 3,000    |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の間接的な時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 | 141,111 | —    | —    | 141,111 |
| 関係会社株式  | 25,465  | —    | —    | 25,465  |
| 資産計     | 166,577 | —    | —    | 166,577 |



(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

|       | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 差入保証金 | －    | 379,179 | －    | 379,179 |
| 資産計   | －    | 379,179 | －    | 379,179 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関係会社株式

投資有価証券同様、上場株式となりますので、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,202円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16円93銭    |

## (重要な後発事象に関する注記)

### (事業譲受)

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、株式会社ビーバイイーが運営する化粧品企画・製造・仕入・販売業務のうち、「MAMA BUTTER」(ママバター)ブランドを対象とする事業の譲受を決議し、2025年4月21日付で事業譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき2025年4月28日付で事業の譲受を完了しております。

#### 1. 事業譲受の概要

##### ① 事業譲受の目的

当社の取扱商品と親和性があり、一定の顧客基盤及び販売網を確保していることから、当社の化粧品販売事業における規模拡大、企業価値向上に寄与するものと判断し、本件事業譲渡契約の締結を決議いたしました。

##### ② 相手先企業の名称及び事業内容

相手先の名称 株式会社ビーバイイー

事業の内容 「MAMA BUTTER」(ママバター)ブランドを対象とする化粧品企画・製造・仕入・販売に関する業務

##### ③ 事業譲受日

2025年4月28日

##### ④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

#### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 140,000千円 |
|-------|----|-----------|

|      |  |           |
|------|--|-----------|
| 取得原価 |  | 140,000千円 |
|------|--|-----------|

#### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等(概算額)：30,000千円

#### 4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

#### 5. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

譲受事業に係る負債は承継せず、無形固定資産を譲受いたします。金額は現時点では確定しておりません。

#### 6. 今後の見通し

本事業譲受が2026年3月期の当社業績に与える影響は軽微であると考えております。